

食品安全委員会（第562回会合）議事概要

日 時：平成27年5月26日（火） 14：00～15：20

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか5名出席

傍聴者：報道2名、行政機関0名、一般35名

議事概要

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「オキサチアピプロリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チアメトキサム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルアジホップ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンチアバリカルブイソプロピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（2）農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジフルベンズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について

- ・「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「グリセリン酢酸脂肪酸エステル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「グリセリン酢酸脂肪酸エステルについては、農薬として想定する使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・薬剤耐性菌「牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象動物用医薬品であるフルオロキノロン系抗菌性物質が、牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えた。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(5) 食品安全関係情報（4月11日～5月1日収集分）について

→事務局から報告。

フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）が4月24日に公表した、国内で発生したE型肝炎例のウイルス感染源及び7つの食品グループのウイルス汚染率等に関する評価報告書の概要等について報告。